

外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面

新旧対照表

新	旧
<p>P.2 <u>2021年9月</u></p> <p>P.9 <取引レバレッジ> (投資効率) 個人口座のお客様はレバレッジ 25 倍 (ブラジルリアル / 円及びロシアルーブル / 円は 10 倍) の取引となり、法人口座のお客様は、一般社団法人金融先物取引業協会 (以下、金先協会という) が毎週発表する通貨ペアごとの為替リスク想定比率を基に必要証拠金を算出するため、通貨ペアごとにそれぞれレバレッジが異なる取引となります。 ※為替リスク想定比率は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 31 項第 1 号に規定される定量的計算モデルを用い算出します。 ※通貨ペアごとの為替リスク想定比率については、事前通知の上、当社にて金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 31 項第 1 号に規定される定量的計算モデルを用い算出する場合があります。 [注]取引レバレッジの上限は、金融商品取引法、その他関係法令諸規則等の改正、又は相場の変動等によって変更する場合があります。</p>	<p>P.2 2021年5月</p> <p>P.9 <取引レバレッジ> (投資効率) 個人口座のお客様はレバレッジ 25 倍 (ブラジルリアル / 円及びロシアルーブル / 円は 10 倍) の取引となり、法人口座のお客様は、一般社団法人金融先物取引業協会 (以下、金先協会という) が毎週発表する通貨ペアごとの為替リスク想定比率を基に必要証拠金を算出するため、通貨ペアごとにそれぞれレバレッジが異なる取引となります。 ※為替リスク想定比率とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 31 項第 1 号に規定される定量的計算モデルを用い算出します。 ※通貨ペアごとの為替リスク想定比率については、事前通知の上、当社にて金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 31 項第 1 号に規定される定量的計算モデルを用い算出する場合があります。 [注]取引レバレッジの上限は、金融商品取引法、その他関係法令諸規則等の改正、又は相場の変動等によって変更する場合があります。</p>
<p>P.12 ■ 決済にともなう金銭の授受 (2)スワップポイント 「米ドル/円」の米ドルと日本円のように、異なる 2 通貨間の金利差によって生じる差損益です。原則として、金利の高い通貨を買付けることで受取り、金利の高い通貨を売付けることで支払いになります。例えば、<u>2021年8月</u>現在では豪ドル金利の方が日本円金利より高くなっており、豪ドル買いの建玉をお持ちの場合、スワップポイントを受け取</p>	<p>P.12 ■ 決済にともなう金銭の授受 (2)スワップポイント 「米ドル/円」の米ドルと日本円のように、異なる 2 通貨間の金利差によって生じる差損益です。原則として、金利の高い通貨を買付けることで受取り、金利の高い通貨を売付けることで支払いになります。例えば、2019年4月現在では豪ドル金利の方が日本円金利より高くなっており、豪ドル買いの建玉をお持ちの場合、スワップポイントを受け取</p>

ることになります。ただし、インターバンク市場でのスワップポイントの動向によっては、この原則が当てはまらない場合もあり、スワップポイントの支払いによって損失が発生する可能性があります。

お客様が受け取る又は支払うこととなる 1 日分のスワップポイントは、当社のカバー取引先との間で受け払いを行う 1 日分のスワップポイントを参考に金額を提示しています。

ることになります。ただし、インターバンク市場でのスワップポイントの動向によっては、この原則が当てはまらない場合もあり、スワップポイントの支払いによって損失が発生する可能性があります。

お客様が受け取る又は支払うこととなる 1 日分のスワップポイントは、当社のカバー取引先との間で受け払いを行う 1 日分のスワップポイントを参考に金額を提示しています。

P.14

取引上限

原則として、定期購入に係る注文申込の場合、1 回の注文申込あたりの上限額は 100 万通貨までとなります。

なお、定期購入に係る注文申込の際には、ご指定の購入頻度にかかわらず、1 カ月あたりの定期購入金額をご指定いただくため、取引頻度として日次又は週次を選択された場合は、1 回の注文あたりの取引限度額は 100 万通貨を該当月の購入回数で除した金額となりますのでご注意ください。

お客様の任意のタイミングでの注文申込の場合、1 回の注文申込あたりの取引限度額は 1,000 万通貨までを上限とさせていただきます。(注 6)

また、購入及び売却の指値注文のうち、有効期間内の注文件数の上限は、1 口座あたりあわせて最大で 20 件までとさせていただきます。(注 7)

P.14

取引上限

原則として、定期購入に係る注文申込の場合、1 回の注文申込あたりの上限額は 100 万通貨までとなります。

なお、定期購入に係る注文申込の際には、ご指定の購入頻度にかかわらず、1 カ月あたりの定期購入金額をご指定いただくため、取引頻度として日次または週次を選択された場合は、1 回の注文あたりの取引限度額は 100 万通貨を該当月の購入回数で除した金額となりますのでご注意ください。

お客様の任意のタイミングでの注文申込の場合、1 回の注文申込あたりの取引限度額は 1,000 万通貨までを上限とさせていただきます。(注 6)

また、購入及び売却の指値注文のうち、有効期間内の注文件数の上限は、1 口座あたりあわせて最大で 20 件までとさせていただきます。(注 7)

P.17

(3) 証拠金の差入れ

新規に取引を行う前に必要な証拠金(日本円に限ります)を当社の指定金融機関口座 (SBI クリアリング信託株式会社名義の金融機関口座を含む。)に振込送金する方法によって証拠金の入金を行うものとします。「積立 FX」は、当社が当該口座への証拠金の入金を確認し、当該入金処理を終了した時点から取引することができます。証拠金の入出金は、金融機関等によって時間が掛かる場合があります、これに起因する

P.17

(3) 証拠金の差入れ

新規に取引を行う前に必要な証拠金(日本円に限ります)を当社の指定金融機関口座 (SBI クリアリング信託株式会社名義の金融機関口座を含む。)に振込送金する方法によって証拠金の入金を行うものとします。「積立 FX」は、当社が当該口座への証拠金の入金を確認し、当該入金処理を終了した時点から取引することができます。証拠金の入出金は、金融機関等によって時間が掛かる場合があります、これに起因する

お客様の損害について当社は一切の責任を負いません。

クイック入金のご利用時におきまして、手続き途中の終了やタイムアウト等で正常に処理が完了しなかった場合は、即時反映が行われず反映までに2営業日程度時間を要する場合があります。

自動入金サービスにつきましては、別に定める「自動入金サービス約款」の内容をご確認の上、ご利用ください。

不測の状況に備えて証拠金をあらかじめ多めに預託していただくなど、十分に余裕をもってお取引いただきますようお願いいたします。

(6)証拠金規制(レバレッジ規制)の判定

原則として取引終了時点で証拠金規制の判定を行います。

外貨建玉残高を円時価評価額（お客様から預託を受けた証拠金に実現損益及び取引終了時点における損益評価額(建玉の評価は当社が各取扱通貨の数量ごとに定めたレートに基づく。)を加え、出金依頼額を減じた額）で除した値を実効レバレッジといい、この実効レバレッジが25倍を超えた場合には、超過分を不足額（追加証拠金）として充当していただきます。

（削除）

不足額（追加証拠金）充当の期限は、翌営業日の取引終了時間(夏時間午前5:30、冬時間午前6:30)の30分前までとなります。不足額が充当されない場合は、お客様が保有するすべての建玉を強制決済させていただきます。

お客様の損害について当社は一切の責任を負いません。

クイック入金のご利用時におきまして、手続き途中の終了やタイムアウト等で正常に処理が完了しなかった場合は、即時反映が行われず反映までに2営業日程度時間を要する場合があります。

（追加）

不測の状況に備えて証拠金をあらかじめ多めに預託していただくなど、十分に余裕をもってお取引いただきますようお願いいたします。

(6)証拠金規制(レバレッジ規制)の判定

原則として取引終了時点で証拠金規制の判定を行います。

外貨建玉残高を円時価評価額（お客様から預託を受けた証拠金に実現損益及び取引終了時点における損益評価額(建玉の評価は当社が各取扱通貨の数量ごとに定めたレートに基づく。)を加え、出金依頼額を減じた額）で除した値を実効レバレッジといい、この実効レバレッジが25倍（ブラジルリアル / 円及びロシアルーブル / 円は10倍）を超えた場合には、超過分を不足額（追加証拠金）として充当していただきます。ただし、法人口座のお客様においては、金先協会が毎週発表する通貨ペアごとの為替リスク想定比率を元に算出した取引必要証拠金の額のレバレッジを超えた分を不足額（追加証拠金）として充当していただきます。

不足額（追加証拠金）充当の期限は、翌営業日の取引終了時間(夏時間午前5:30、冬時間午前6:30)の30分前までとなります。不足額が充当されない場合は、お客様が保有するすべての建玉を強制決済させていただきます。

(1)売却方法

建玉は反対売買による差金決済となります。
注文時は注文内容を必ず確認してください。当該注文が約定した時点で、即時に預託金残高が増減いたします。
差金決済にともなう当社とおお客様との間の金銭の授受は、次の計算式によって算出した金銭を授受します。

(2)スワップポイント

「米ドル/円」の米ドルと日本円のように、異なる2通貨間の金利差によって生じる差損益です。原則として、金利の高い通貨を買付けることで受取り、金利の高い通貨を売付けることで支払いになります。例えば、2021年8月現在では豪ドル金利の方が円金利より高くなっており、豪ドル買いの建玉をお持ちの場合、スワップポイントを受け取るようになります。ただし、インターバンク市場でのスワップポイントの動向によっては、この原則が当てはまらない場合もあり、スワップポイントの支払いによって損失が発生する可能性があります。
お客様が受け取る又は支払うこととなる1日分のスワップポイントは、当社のカバー取引先との間で受け払いを行う1日分のスワップポイントを参考に金額を提示しています。

P.21

(1)口座開設基準

①当社で外国為替証拠金取引口座を開設されるには、下記の条件が必要となり、かつ当社が行う審査に通過したお客様につきましてのみ口座開設に応じます。

(個人のお客様)

- ・年齢満18歳以上80歳以下で行為能力を有する個人であること。
- ・当社から常時連絡がとれること。
- ・外国為替証拠金取引のルール、リスク、商品性格、「外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面」(本書面)及び「外国為替証拠金取引約款」(以下、「約款」と

(1)決済方法

建玉は反対売買による差金決済となります。
注文時は注文内容を必ず確認してください。当該注文が約定した時点で、即時に預託金残高が増減いたします。
差金決済にともなう当社とおお客様との間の金銭の授受は、次の計算式によって算出した金銭を授受します。

(2)スワップポイント

「米ドル/円」の米ドルと日本円のように、異なる2通貨間の金利差によって生じる差損益です。原則として、金利の高い通貨を買付けることで受取り、金利の高い通貨を売付けることで支払いになります。例えば、2019年4月現在では豪ドル金利の方が円金利より高くなっており、豪ドル買いの建玉をお持ちの場合、スワップポイントを受け取るようになります。ただし、インターバンク市場でのスワップポイントの動向によっては、この原則が当てはまらない場合もあり、スワップポイントの支払いによって損失が発生する可能性があります。
お客様が受け取る又は支払うこととなる1日分のスワップポイントは、当社のカバー取引先との間で受け払いを行う1日分のスワップポイントを参考に金額を提示しています。

P.21

(1)口座開設基準

①当社で外国為替証拠金取引口座を開設されるには、下記の条件が必要となり、かつ当社が行う審査に通過したお客様につきましてのみ口座開設に応じます。

- ・年齢満18歳以上80歳以下で行為能力を有する個人であること。
- ・当社から常時連絡がとれること。
- ・外国為替証拠金取引のルール、リスク、商品性格、「外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面」(本書面)及び「外国為替証拠金取引約款」(以下、「約款」と

います。)を十分に理解されていること。

- ・十分な金融資産及び知識があること。
- ・金融先物取引業務に従事されていないこと。
- ・その他当社が定める基準を満たすこと。

(法人のお客様)

・日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること

・代表者及び取引担当者が国内に居住する個人であること。

・当社から常時連絡がとれること。

・外国為替証拠金取引のルール、リスク、商品性格、本書面及び約款を十分に理解されていること。

・十分な金融資産があること。

・代表者又は取引担当者において十分な投資経験及び知識があること。

・その他当社が定める基準を満たすこと。

②お客様は、当社の WEB サイトから必要な事項を記入の上、当社が指定する本人確認書類等を電子的に送付（本人確認書類等を画像化して電子メールに添付又は WEB サイト上でアップロード）又は郵送して口座開設していただきます。

③（略）

④ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること（個人口座と法人口座の兼用、又は第三者と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。

P.22

(2)口座開設までの流れ

①～③（略）

④口座開設基準を満たした場合、当社からお客様に対しログイン ID、パスワード設定 URL・QR コードを記載した書面を発行し、メール又は転送不要の簡易書留郵便（又はそれに相当する郵便）によって通知します。

⑤（略）

(3) 取引名義及び本人確認

①お客様は、本サービスの利用に際しては、本人確認書類／登記事項証明書等に記載の住所又は所在地、及び

います。)を十分に理解されていること。

- ・十分な金融資産及び知識があること。
- ・金融先物取引業務に従事されていないこと。
- ・その他当社が定める基準を満たすこと。

(追加)

②お客様は、当社の WEB サイトから必要な事項を記入の上、当社が指定する本人確認書類を電子的に送付（本人確認書類を画像化して電子メールに添付又は WEB サイト上でアップロード）又は郵送して口座開設していただきます。

③（略）

④ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること（個人口座と法人口座の兼用、または第三者と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。

P.22

(2)口座開設までの流れ

①～③（略）

④口座開設基準を満たした場合、当社からお客様に対しログイン ID 及びパスワードを発行し、メールまたは転送不要の簡易書留郵便（又はそれに相当する郵便）によって通知します。

⑤（略）

(3) 取引名義及び本人確認

①お客様は、本サービスの利用に際しては、本人確認書類に記載の住所、及び氏名（本人特定事項）を使用して

氏名又は商号若しくは名称（以下、「本人特定事項等」といいます。法人のお客様については、取引担当者の本人特定事項等を含みます。）を使用していただく必要がございます。本人特定事項等に変更があった場合には、当社にお届出ください。当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律及び関連諸規則等の定めるところに基づいて本人確認を行います。お客様のご本人確認のため、お客様の住所宛に転送不要の簡易書留郵便（又はそれに相当する郵便）でログインID及びパスワード通知書面を送付いたします。

②（略）

③本人特定事項等を含む各種お届出事項に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法によって、変更手続きを行ってください。氏名や住所の変更など一定の場合には、当社は犯罪による収益の移転防止に関する法律及び関連諸規則等の定めに従い、所定の確認を行います。なお、お客様が当該手続きを行わなかったことによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

P.27

※スワップポイントの再投資及び分配は、新規注文可能額・出金可能額の範囲内で行うものであり、再投資後又は分配後の証拠金維持率（詳しくは、「証拠金」の「(6)証拠金規制（レバレッジ規制）の判定」をご参照ください。）にはご注意ください。

P.38

(2021年9月)

いただく必要がございます。本人特定事項等に変更があった場合には、当社にお届出ください。当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律及び関連諸規則等の定めるところに基づいて本人確認を行います。お客様のご本人確認のため、お客様の住所宛に転送不要の簡易書留郵便（又はそれに相当する郵便）でログインID及びパスワード通知書面を送付いたします。

②（略）

③住所及び氏名を含む各種お届出事項に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法によって、変更手続きを行ってください。氏名や住所の変更など一定の場合には、当社は犯罪による収益の移転防止に関する法律及び関連諸規則等の定めに従い、所定の確認を行います。なお、お客様が当該手続きを行わなかったことによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

P.27

※スワップポイントの再投資及び分配は、新規注文可能額・出金可能額の範囲内で行うものであり、再投資後または分配後の証拠金維持率（詳しくは、「証拠金」の「(6)証拠金規制（レバレッジ規制）の判定」をご参照ください。）にはご注意ください。

P.38

(2021年5月)